

学生寮上毛学舎 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

(1) 物件

財産名称	所在地	貸付場所	貸付位置	貸付面積	数量
学生寮上毛学舎 の建物の一部	東京都世田谷区 経堂四丁目8番 13号	屋内：中2階 エレベーター ホール	位置図①	1.75m × 0.8m=1.40 m ²	1区画

※ 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

(2) 設置条件

屋内の指定区画に自動販売機1機を設置すること。

2 貸付期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ

おおよそ W1,200mm×D800mm×H1,900mm 以内

② デザイン（外観色を含む。）

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② 低 GWP 冷媒機

地球温暖化係数（GWP）が相当程度小さい、二酸化炭素、炭化水素又はハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付規準」（自動販売機据付規準策定委員会）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

（４） 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

自動販売機脇に設置する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れ、周囲に散乱することのない十分な収容容積とする。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

（５） 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

4 販売商品の種類等

（１） 種類 酒類を除く飲料とする。

（２） 価格 標準販売価格（定価）より 15 % 以上安い価格とする。

5 貸付料

落札金額

6 電気料

自動販売機の定格消費電力に基づき、群馬県が定めた行政財産使用許可事務取扱要領の規定を準用して計算した額とする。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して公益財団法人群馬県育英会（以下「財団」という。）の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

財団の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品の盗難及び破損

- （１） 財団の責に帰することが明らかな場合を除き、財団はその責を負わない。
- （２） 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。